

【加盟店宣誓事項】

1. 事前告知を行わず、国又は補助金事務局から公表される場合があることに同意すること。
2. 決済事業者もしくは補助金事務局から要求があった場合、本事業の要件を満たしていることが証明できる証憑を補助金事務局に提出すること。
3. 国又は補助金事務局からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力できること。
4. 加盟店登録要領 4.6 中小事業者業務①～⑦を実施できること。
5. 「不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項」によって求められる、加盟店情報の第三者提供について同意すること。

【加盟店宣誓事項 5. 加盟店情報の第三者提供に関する記述】

(不当な取引を行った者による二次被害を防ぐための情報連携の仕組みの構築)

第十一条 登録決済事業者は、第八条の調査その他の方法により不当な取引を行った会員又は加盟店を確認した場合に、更なる不当な取引の発生を防止するための情報連携の仕組みの構築に協力するものとする。

2 B型決済事業者及び準B型決済事業者は、加盟店を補助金事務局に登録するにあたって、当該加盟店が不当な取引を行った場合には、次の各号に掲げる不当な取引を行った者を特定するために必要な情報を補助金事務局及び登録決済事業者並びにその委託先に共有することについての同意を取得しなければならない。

- 一 社名（個人事業主にあつては事業主名）
- 二 代表者名
- 三 代表者生年月日
- 四 設立年月日
- 五 当該社及び不当な取引が行われた店舗の電話番号
- 六 当該社及び不当な取引が行われた店舗の住所
- 七 不当な取引を行った事実

3 B型決済事業者及び準B型決済事業者は、加盟店を補助金事務局に登録するにあたって、可能な限り、当該加盟店が不当な取引を行った場合には当該加盟店の振込先銀行口座番号を補助金事務局及び登録決済事業者並びにその委託先に共有することについての同意を取得しなければならない。